

令和元年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

議 案 名

議案第 48 号 令和 2 年度当初教職員人事異動方針について ----- 1

議案第 49 号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決
について ----- 3

議案第48号

令和2年度当初教職員人異動方針について

令和2年度当初人事異動方針について、下記のとおり定める。

令和元年9月25日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

令和2年度当初教職員人事異動の方針

令和元年9月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

埼玉県教育委員会の「令和2年度当初教職員人事異動の方針について」に基づき、適正な異動を推進する。

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。

- (4) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
- ア 同一校在籍3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (5) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (6) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (7) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動について、資格及び特性等を考慮して行う。
- (8) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理を図るため、同一校における勤務年数等を考慮して行う。なお、同一校での校長・教頭の同時異動は避けるように努める。
- (9) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (10) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

提案理由

令和2年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第49号

行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について
行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対し、別紙のとおり裁決する。

令和元年9月25日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

提案理由

行政文書非公開決定処分に係る審査請求について、上尾市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して裁決したいので、この案を提出する。

裁 決 書

上尾市*****

審査請求人 ** **

処分庁 上尾市教育委員会

審査請求人が平成30年9月21日に提起した審査請求人に対する平成30年8月27日付け上教総第283号行政文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付け上教総第287号行政文書非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、上尾市情報公開・個人情報保護審査会の答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 平成30年8月14日、審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下単に「条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対して、「上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか（あるいは公用車使用が可能なのか）が判別できる文書、資料等」（以下「本件対象文書1」という。）及び「新政クラブの議員との酒席に出席するという行為が、中立性が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等」（以下「本件対象文書2」という。）の行政文書の公開の請求を行った。
- 2 処分庁は、当該請求を受け、本件対象文書1及び本件対象文書2の検索、特定を行ったが、そのいずれも存在しなかったため、平成30年8

月 27 日に、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、本件対象文書 1 が存在しないことを理由とする本件処分 1 及び本件対象文書 2 が存在しないことを理由とする本件処分 2 を行い、審査請求人に通知した。

3 平成 30 年 9 月 21 日、審査請求人は、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、審査庁に対して、本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の公開をすることを求めて審査請求を行った。

4 平成 30 年 10 月 26 日、審査庁は、審査請求人に弁明書を送付するとともに、条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により、上尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて本件審査請求を諮問した。

5 令和元年 7 月 24 日、審査会は、処分庁に対する書面調査、審査請求人からの反論書及び証拠物件の受理並びに処分庁からの弁明書の一部訂正の受理並びに審査会の会議における審査請求人による口頭意見陳述の実施及び処分庁からの意見聴取を経て、審査庁に本件処分 1 及び本件処分 2 を妥当とする答申をした。

第 2 審査請求人及び処分庁の主張

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について、いずれも「存在しないため」本件処分 1 及び本件処分 2 とされた。しかしながら、「2 審査請求の理由」で述べるとおり、いずれも必ず存在しているはずであると確信しているため、実施機関においては、本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、紙ベースの文書・資料等を渉猟し、あるいは PC に保存してある文書・資料類を隅から隅まで探し求めたうえで、情報を公開するよう求める。

(2) 本件処分 1 に係る審査請求の理由

上尾市公用車の「車両運転日報」等から容易に推測できるが、池野教育長（以下「現教育長」という。）は、電車を利用すればより経済的に移動できる場合にも、自動車運転手の運転で公用車を利用してい

る。

上尾市の財政の主な歳入としては、市民からの血税に依拠していることは自明であり、これは現教育長による公費の無駄遣いである。公費の支出は厳密であるべきで、それゆえ「どの範囲まで公用車が利用できるのか」についても、必ず基準があるはずである。さもなければ無制限に公用車を使えることになってしまい、上尾市民として到底看過できない話である。

たとえば、前の教育長である岡野氏（以下「前教育長」という。）はどのような会合にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか、現教育長への引き継ぎはどうだったのか、検証する方法はいくらでもあるはずである。行政だけでなく、常識的に考えて、通常、後任者は「前は どうして いた だろ う か」と記録等を参考にして前例を踏襲するのは一般的な対応であると言うことができ、前教育長の公用車の使用に関する記録は、十分にひとつの基準・目安になるものである。その記録もひとつの目安として「こういう記録もありました」として、審査請求人に公開すべきである。

さらに、審査請求人が情報公開請求で入手した4月1日から7月13日までの「車両運転日報」を分析すると、現教育長が公用車を使用する「パターン」が見えてくる。それは、次の点に集約できる。

ア 平日の朝は公用車を使っていない（「自宅まで」あるいは「自宅から」は渋滞するということが理由と思われる。）

イ 市教育センターや文化センターなど、市役所からごく近距離であっても、帰路が遠回りになるにもかかわらず（＝市教育センターに行く場合）公用車を使っている（とりわけ、市教研など、教職員が多数集まる会場には公用車で乗りつけている）。

しかし、横浜市で開催された「平成30年度 関東地区都市教育長協議会」は、平日に開催されているにもかかわらず現教育長は公用車を使用しており、上記(1)の「平日の朝は公用車を使わない」という原則を逸脱している。

ここで、次のとおり一つの推測が生まれる。

「現教育長は、公用車の使用の目安について前教育長から聞いており、

(文書にしたためて) その内容を実施機関も把握していたのではないか。その目安というのは「関東地区都市教育長協議会に行く際には、場所にかかわらず公用車を使うこと」や「市教研その他教職員が多数集まる場所には公用車で乗りつけること」などが想定される。それらの目安は現教育長の公用車使用に関して十分に基準になり得るものであり、実施機関のPCにデータとして保存されているのではないか。」

以上より、本件対象文書1は必ず存在しているはずであるため、実施機関は再度精査の上、情報を公開するよう求める。

(3) 本件処分2に係る審査請求の理由

7月2日の上尾市公用車の「車両運転日報」に「新政クラブ懇親会」とあり、その時点からの「運行時間」は17時30分から22時45分、「運行区間」の最後は自宅になっている。時間帯から考えても「懇親会」とはすなわち酒席であり、現教育長は「新政クラブ懇親会」への出席は「公用」であるとして公用車を使用したことになる。そうであれば、市議会の特定の会派との夜の懇親会に出席すること自体が「公務」となり、それに関する文書・資料等があるはずである。

実施機関のホームページには「教育委員会のあらまし」として、次の文言が掲載されている(2018年11月27日現在)。

「地方公共団体が処理する教育関係の事務については、その政治的中立を維持することが強く要請され、また行政の安定性、継続性も求められていることから、すべての都道府県、市区町村などに合議体の執行機関として教育委員会が置かれることとされています。」

「新政クラブ」が上尾市議会の特定の会派(保守系)であることは自明であり、「政治的中立を維持することが強く要請され」ている上尾市教育委員会のトップである現教育長が、当該懇親会に出席していることは、「政治的中立を維持している」とは言えず、問題である。また、当該懇親会に出席した後、公用車を使用して自宅まで送り届けさせていることも問題である。

おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するには、市民が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。

現教育長は、前教育長も市議会の特定会派である新政クラブとの夜の懇親会に出席していたことを把握していたと考えられる。またそれ以外にも、どの会合に出席するのかなどについて、（おそらく文書にしたためて）その内容は実施機関も把握していたと考えられる。さらに、そうした夜の懇親会だとしても、公用車で自宅まで送らせても誰にもとがめられることはない、ということを前教育長から聞いており、そうした詳細は実施機関のPCにデータとして保存されていることも考えられる。

以上より、本件対象文書2は必ず存在しているはずであるため、実施機関は再度精査の上、情報を公開するよう求める。

2 処分庁の主張

本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも存在しないことは事実であり、また、存在しないことが不自然であるとは言えない。よって、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

(1) 本件処分1について

審査請求人は、「「どの範囲まで公用車が使用できるのか」についても、必ず基準があるはずである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書1が存在しないということは、事実である（ただし、上尾市車両管理規程（昭和55年上尾市訓令第23号）第10条には「車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。」「車両の使用時間は、勤務時間内とする。」と、車両の使用の範囲の原則が規定されている。）。

また、「前教育長はどのような会合にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか、現教育長への引き継ぎはどうだったのか、検証する方法はいくらでもあるはずである。」と審査請求人は主張する。しかしながら、前教育長と現教育長との引継書類には、公用車の使用方法、使用要領に関するものは存在せず、また、前教育長が「会合等にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか」については記録としては存在しても、それは単なる事実の記録であって、現教育長の公用車の使用の仕方を拘束するものでもなく、到底基準とはいえない

い。たとえば、前教育長の例を基に、その中の合理的な判断部分を現教育長自らが、あるいは教育委員会が基準とすることを決定したのであれば、基準となるものである。本件処分1に係る情報公開請求がされた時点において前教育長の例を基にした基準は存在しない。

(2) 本件処分2について

審査請求人は、「おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。」と主張し、また、「市議会の特定の会派との夜の懇親会に出席すること自体が「公務」となり、それに関する文書・資料等があるはずである。」と主張する。しかしながら、新政クラブ議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等が実施機関に存在しなければならない理由はなく、本件対象文書2が存在しないことは、事実と相違ない。

第3 裁決の理由

第1の4にも記載したが、審査庁は、平成30年10月26日、本件審査請求を条例第21条第1項の規定により、審査会に諮問した。

第1の5にも記載したが、審査会は、令和元年7月24日、審査庁に対し答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

審査会の判断

1 本件対象文書1の存否について

当審査会が確認したところ、上尾市車両管理規程第10条において、「車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。」「車両の使用時間は、勤務時間内とする。」とあるが、「距離的にどこの範囲まで公用車を使用することができるのか」について規定はない。実施機関は、この他にも基準となるものはなく、本件対象文書1は存在しないと主張する。

一方審査請求人は、「上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか」ということについて「必ず基準があるはず」と主張し、証拠物件として平成29年度決算書、平成30年度予算書及び上尾市監査委員事務局の業務が判別できる文書を提出している。

ここで、文書不開示決定処分取消等請求事件（平成26年7月14日判決 最高裁判所第二小法廷 平成24年（行ヒ）第33号）の判決において、「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」との判断が示されている。

審査請求人が提出した証拠物件については、「車両管理運行事業が予算措置され、執行されていること」、「予算の執行について監査が行われること」を示しているにすぎず、本件対象文書1を実施機関が保有していることを立証していると言うことはできない。また、実施機関の主張について特段不自然な点はなく、本件対象文書1を実施機関が保有していることを推認できるとは言えない。

また、「常識的に考えて、通常、後任者は「前はどうしていただろうか」と記録等を参考にして前例を踏襲するのは一般的な対応であると言うことができ、前教育長の公用車の使用に関する記録は、十分にひとつの基準・目安になるものである。」と審査請求人は主張する。一方、実施機関は「前教育長の公用車の使用に関する記録は、単なる事実の記録にすぎない」として、当該記録を本件対象文書1として特定しなかった。

そもそも前教育長の公用車の使用に関する記録の公開を求めるのであれば、その文書が明確に特定できるように（別に）公開請求をすればよいのであって、本件対象文書1における記載内容から判断し、実施機関が当該記録を特定しなかったことが、不合理であるとは言えない。

以上、非公開決定処分1は妥当である。

2 本件対象文書2の存否について

審査請求人は、本件対象文書2が必ず存在する理由として、「おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民

が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。」と主張し、さらに、「どの会合に出席するのかなどについて、（おそらく文書にしたためて）その内容は実施機関も把握していたと考えられる。さらに、そうした夜の懇親会だとしても、公用車で自宅まで送らせても誰にもとがめられることはない、ということをお前教育長から聞いており、そうした詳細は実施機関のPCにデータとして保存されていることも考えられる。」と主張する。しかし、これらは審査請求人の憶測や考えであり、この主張をもって、本件対象文書2を実施機関が保有していることを審査請求人が立証しているとは言えず、また、本件対象文書2を実施機関が保有していることを推認することもできない。

また、実施機関の「新政クラブ議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等が実施機関に存在しなければならぬ理由はなく、本件対象文書2が存在しないことは、事実と相違ない。」とする主張に特段不自然な点は認められない。

以上、本件処分2は妥当である。

3 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、現教育長について、その公用車使用の態様及び新政クラブ懇親会に出席したことの適切性に言及しているが、本件審査請求の争点である、本件対象文書1及び本件対象文書2の存否とは直接関係がないため当審査会においては言及しない。

第4 結論

よって、審査庁は、審査会の答申を尊重して、主文のとおり裁決する。

令和元年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められるときがあります。